

破産事件の手続費用一覧

東京地裁民事第20部
令和8年1月1日現在

1 申立手数料（貼付印紙額）

個人自己破産及び免責申立て	1,500円
法人自己破産申立て	1,000円
債権者破産申立て	20,000円

2 予納金基準額

① 同時廃止事件 13,046円

（中目黒庁舎において、「現金」納付する場合は「14,000円」）

② 管財事件（自己破産申立事件）

法人管財事件 最低20万円 及び 法人1件につき16,264円（中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「17,000円」）

個人管財事件 最低20万円 及び 個人1件につき20,397円（中目黒庁舎において「現金」納付する場合は「21,000円」）

③ 管財事件（債権者破産申立事件及び本人申立事件）

下表のとおり（本人申立事件は、加えて、法人1件につき16,264円（中目黒庁舎において、現金納付する場合は「17,000円」）、個人1件につき20,397円（中目黒庁舎において、現金納付する場合は「21,000円」）が必要です。）

負債総額（単位：円）	法人	自然人
5000万未満	70万円	50万円
5000万～1億未満	100万円	80万円
1億～5億未満	200万円	150万円
5億～10億未満	300万円	250万円
10億～50億未満	400万円	
50億～100億未満	500万円	
100億～	700万円～	

※予納金額は、事案に応じて変更される場合があります。

3 予納郵券

① 4950円（自己破産申立）

（内訳 500円×4枚、180円×1枚、110円×22枚、50円×4枚、10円×15枚）

※ただし大型合議事件は②と同じく6,000円。

② 6000円（債権者破産申立）

（内訳 500円×4枚、110円×25枚、100円×10枚、50円×2枚、10円×15枚）